

大阪市告示第1693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月10日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
北野方面南北13号線	北区堂山町111番の10地から 同区同 111番の9地まで	告示の日
正法寺北横線	北区堂山町113番の4地から 同区同 111番の8地まで	告示の日

(建設局総務部管財課)